

松田町告示第52号

松田町わんわんパトロール隊設置要綱を次のように定める。

令和5年6月1日

松田町長 本 山 博 幸

松田町わんわんパトロール隊設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、犬の散歩をしながら防犯パトロールを行い、犯罪の抑止及び防犯意識の向上を図るため、松田町わんわんパトロール隊（以下「わんわんパトロール隊」という。）の設置について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 わんわんパトロール隊の参加対象は、町に登録され、かつ当該年度の狂犬病注射済の犬及び飼い主とする。

2 ふんを持ち帰ることなど、犬の散歩マナーを守る飼い主であることとする。

(参加登録)

第3条 わんわんパトロール隊に参加を希望する飼い主は、松田町わんわんパトロール隊登録申請書（第1号様式）に、犬の写真を添えて町長に提出しなければならない。

(パトロール隊証明書及びグッズの交付)

第4条 前条の登録をした場合には、登録した者（以下「登録者」という。）に身分証明書（第2号様式）及びグッズを交付する。

(活動内容)

第5条 防犯パトロールは、登録者の日常における犬の散歩に併せて行うものとする。

2 前項の散歩をするときは、前条の規定により交付を受けたパトロールグッズを犬又は登録者が着用するものとする。

3 散歩中に不審者、不審車両等を見つけた場合には、町等に

情報提供するものとする。

- 4 パトロールは、あくまで日常の犬の散歩の延長であり、パトロール中の怪我、トラブル等については自己の責任とする。
(参加登録の変更等)

第6条 登録者は、第3条の登録事項に変更があったとき、又は参加登録を取り消ししようとするときは、松田町わんわんパトロール隊登録(変更・取消)届出書(第3号様式)により、町長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年6月1日から施行する。